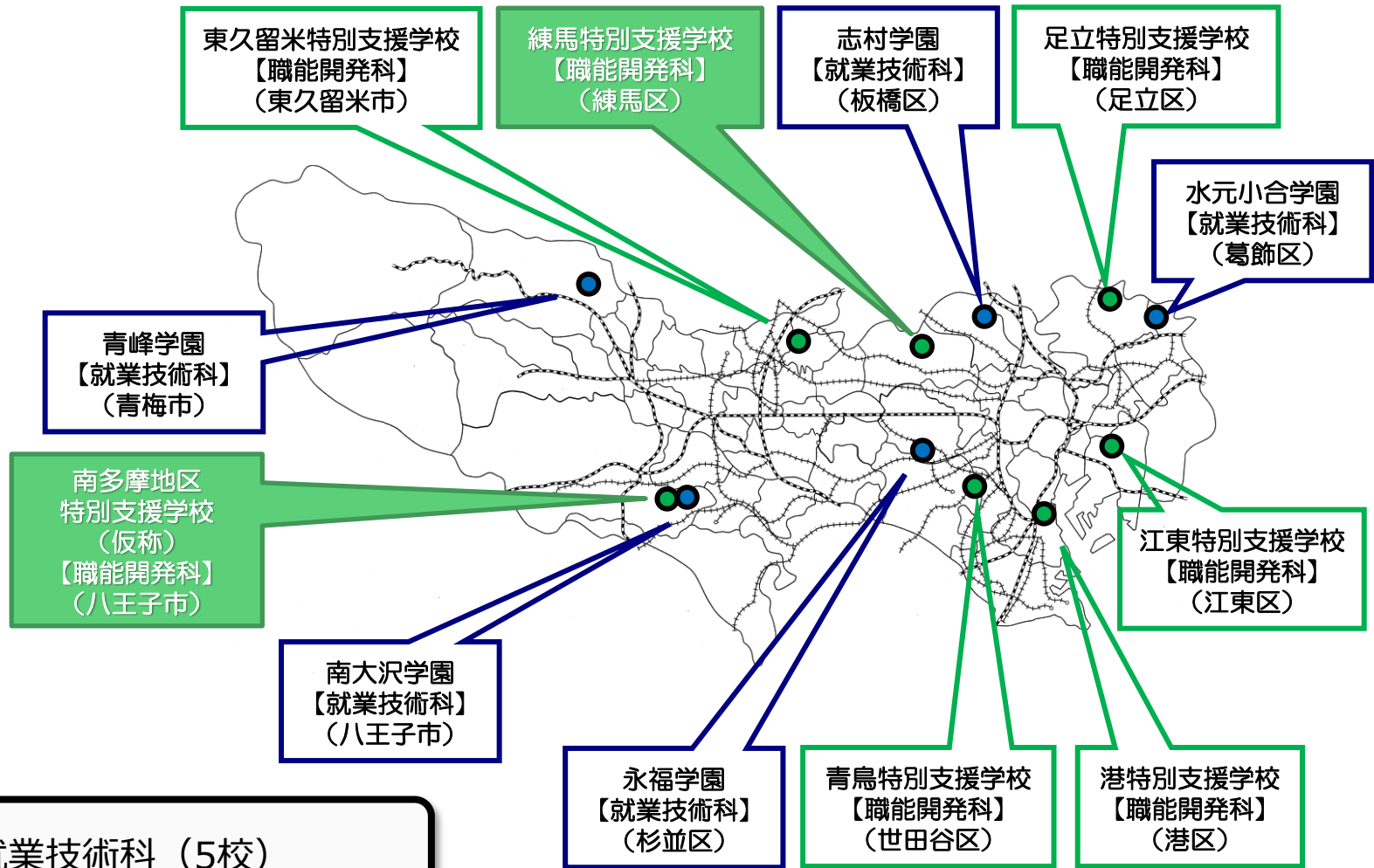


**令和6年度入学者
都立知的障害特別支援学校 高等部
就業技術科 及び 職能開発科における
入学者選考の概要**

東京都特別支援教育推進室

就業技術科及び職能開発科を設置している学校



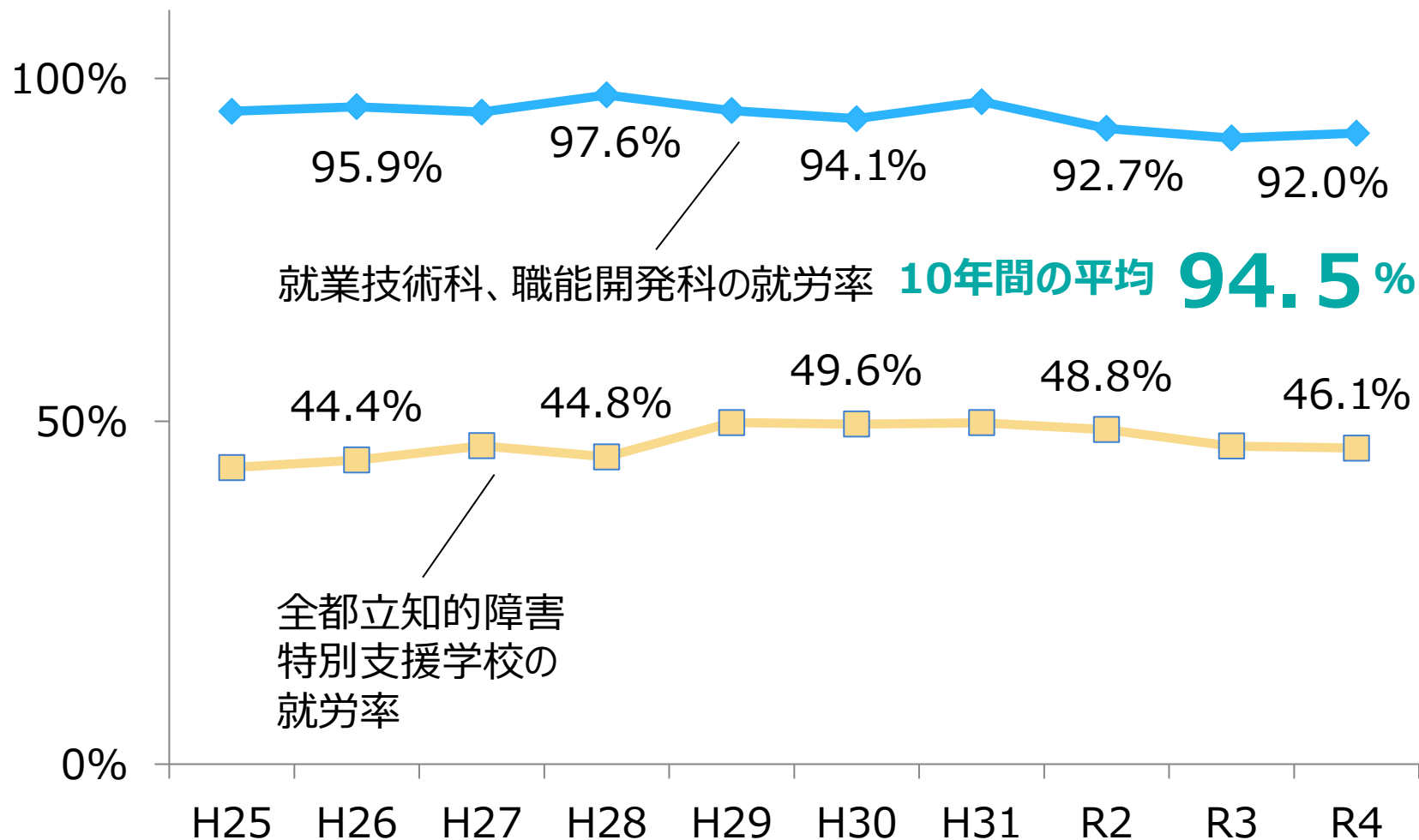
● 就業技術科 (5校)

● 職能開発科 (5校 +
令和6年度2校新設)

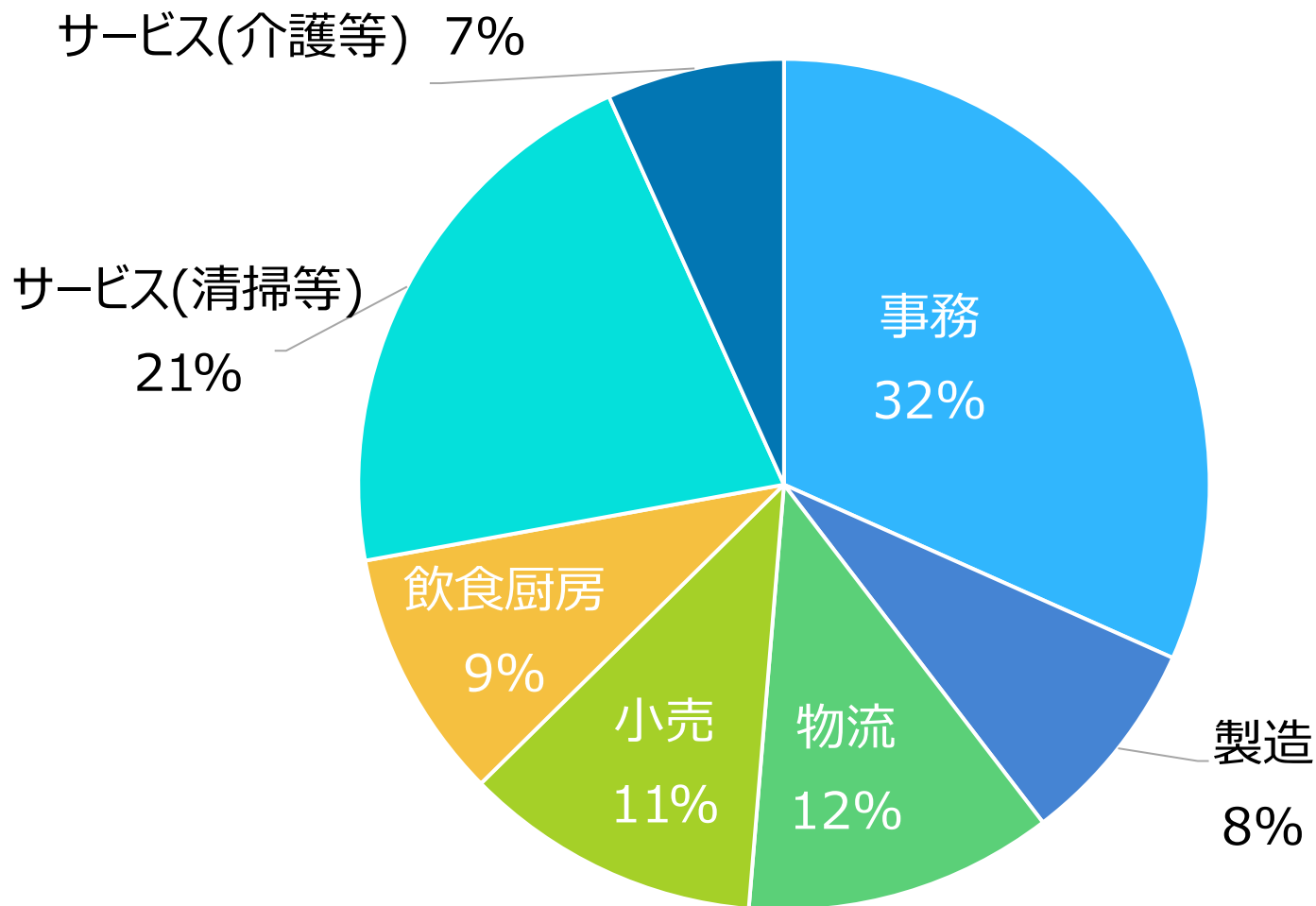
就業技術科と職能開発科について

	就業技術科	職能開発科
共通点	【対 象】 将来、企業への就労を目指す者 【学級編制】 1学級10名	
育成すべき力	習得した知識と技能及び就労先での経験を基に、職責の範囲内で自ら判断し、職務を遂行する能力を育成します。	就労先で求められる知識と技能を習得し、任された職務を正確に遂行できる能力を育成します。

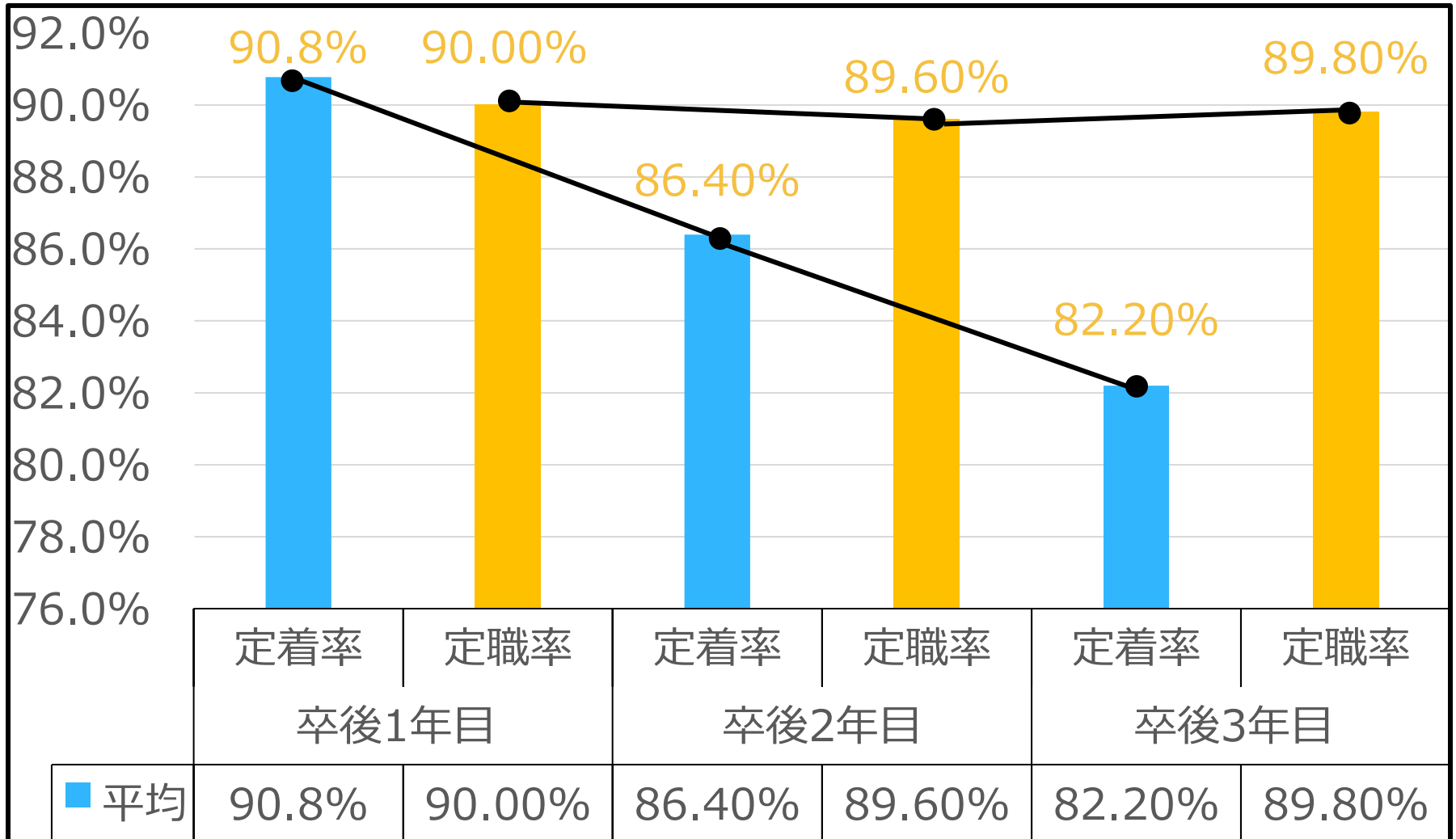
都立知的障害特別支援学校卒業生における 就労率の推移



令和4年度卒業生（就業技術科・職能開発科） 業態別就労先状況



職場への定着率と定職率



職業に関する教科（コース例）



清掃、メンテナンス管理など、清掃関連の就労に必要な知識や技能を身に付けます。

ビルクリーニングコース

調理、接客など、食品関連の就労に必要な知識や技能を身に付けます。



食品 コース



福祉 コース



介護、接遇など、介護補助や接客関連の就労に必要な知識や技能を身に付けます。

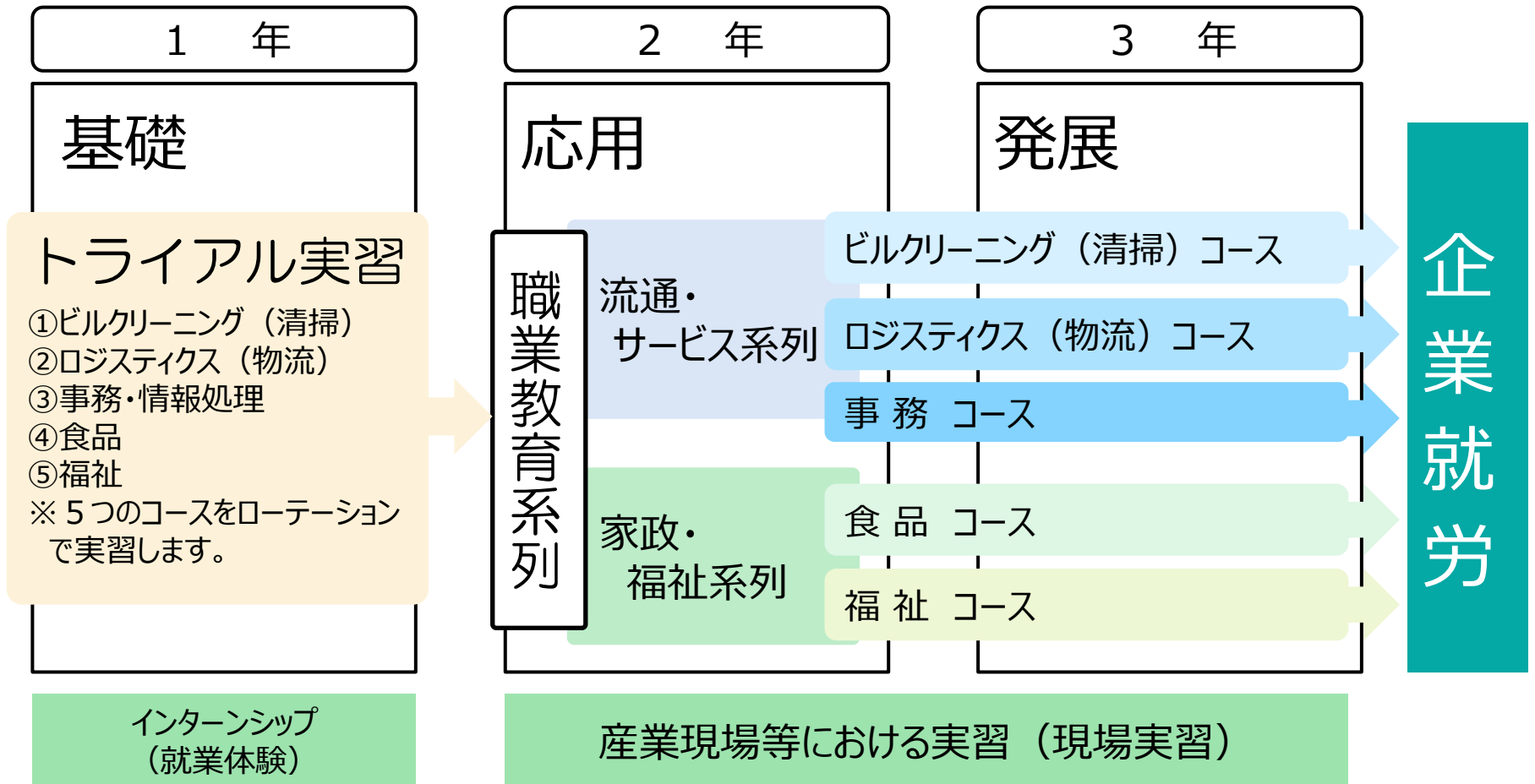
ロジスティクスコース 事務 コース



パソコン入力や倉庫業務など、事務・物流関連の就労に必要な知識や技能を身に付けます。



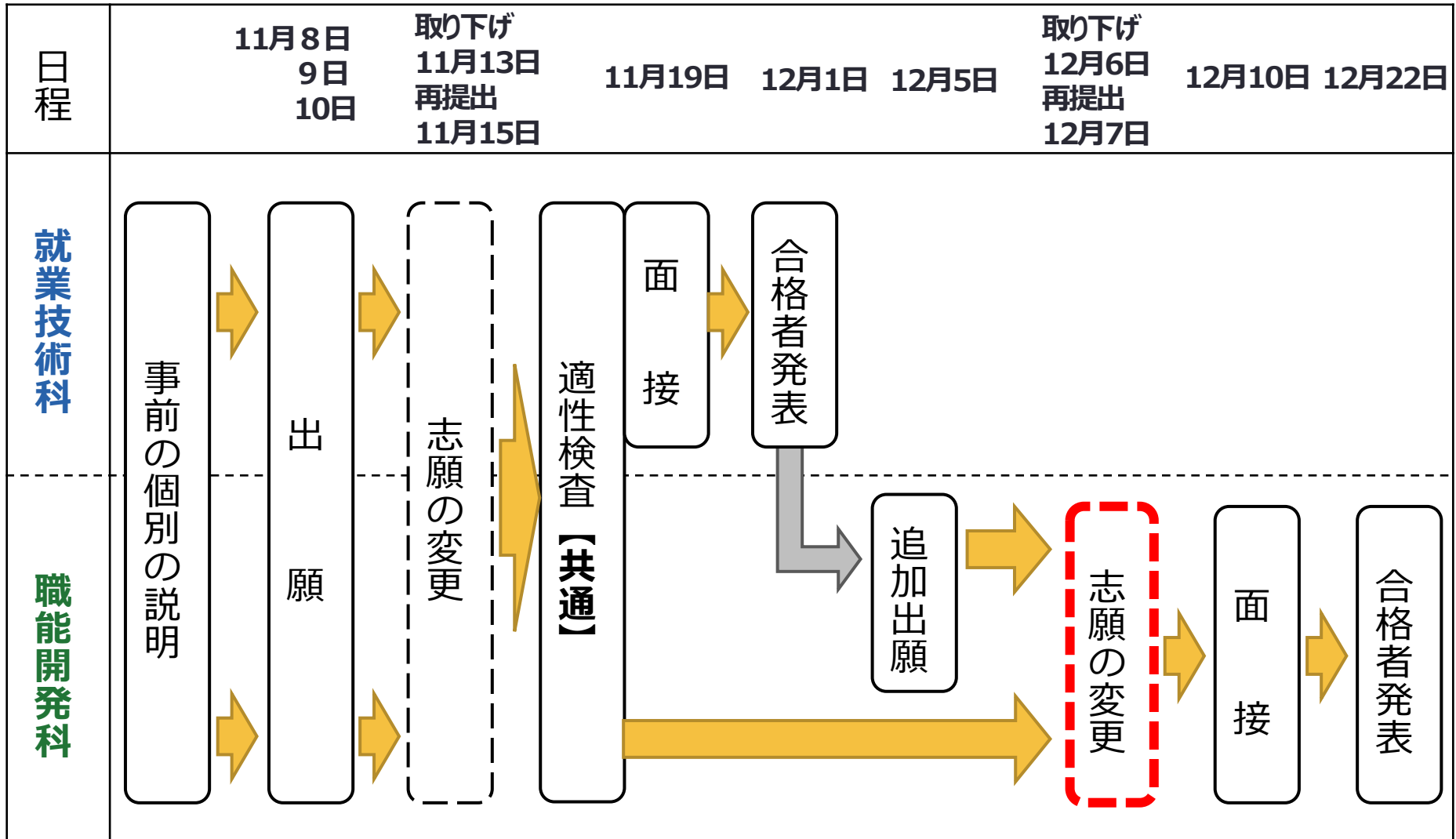
3年間の職業教育の流れ（例）



応募資格

- 知的障害がある者
- 令和6年3月に中学校等を卒業する見込みの者又は卒業した者
- 高等部就業技術科及び職能開発科の教育方針の下、学校生活を有意義に過ごすことができ、将来、企業への就職を目指す者
- 志願する就業技術科及び職能開発科の設置校において「事前の個別の説明」を受けた者
- 保護者と共に都内に住所を有する者（都外の者は入学日までに保護者と共に都内に転居し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者）

就業技術科・職能開発科の 入学者選考の日程



高等部普通科、高等学校への出願

- ◆ 就業技術科及び職能開発科の入学者選考において合格者となった方は、手続期間内に入学確約書を提出することになっています。
- ◆ 入学確約書提出後は、都立特別支援学校高等部普通科、都立高等学校等に出願することができません。

就業技術科及び職能開発科に関する

Q & A

よくある質問 1

Q 出願書類にある「知的障害の程度が証明できるもの」
とは、どういう書類ですか。

A 愛の手帳（療育手帳）の写し又は、医師診察記録で知的障害であると認められたものになります。精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳のみでは、出願書類とはなりませんので、御注意ください。

よくある質問 2

Q 就業技術科及び職能開発科を卒業すると大学の入学資格はあるのですか。

A 大学の入学資格は各大学の判断になります。就業技術科及び職能開発科は、就労を目指す教育を行う学校ですので、卒業後の進路希望等も考慮した上で、出願をご検討ください。

よくある質問 3

Q 就職する場合は、高等学校卒業と同様の条件になるのですか？

A ハローワークと連携して、高等学校等と同様に新規学卒の求職者として就職活動を行います。ただし、障害者雇用により就労することになります。雇用条件については、企業によって異なります。

その他

- 実施要項及び学科概要等は、東京都教育委員会のホームページに掲載しています。
- 入学者選考についてのお問い合わせは、就業技術科及び職能開発科の設置校、又は東京都特別支援教育推進室までお問い合わせください。

東京都特別支援教育推進室

03-5228-3433

※受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

以上をもちまして

**令和6年度入学者
都立知的障害特別支援学校 高等部
就業技術科 及び 職能開発科における
入学者選考の概要**

についての説明を終わります。

東京都特別支援教育推進室